

# 一般財団法人かながわパラスポーツ協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人かながわパラスポーツ協会と称し、英語表記は、「Kanagawa Para-Sports Association」とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市善行七丁目1番2号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本法人は、神奈川県スポーツ推進条例の理念を踏まえ、様々な障がいの種別・領域、また、障がいの軽重に関わらず、すべての人がスポーツとして行うレクリエーション活動の普及・啓発に資する事業等を行い、積極的な健康の維持増進、運動能力・競技力向上、余暇活動の充実、生きがいづくりを通して、ともに生きる社会を具現化することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) かながわパラスポーツの普及・啓発に関する事業
- (2) 障がい者のスポーツ実施率及び運動能力の向上に関する事業
- (3) 障がい者スポーツ競技団体等の育成・支援に関する事業
- (4) 障がい者スポーツ競技者の発掘・育成・強化に関する事業
- (5) 障がい者スポーツ指導者等の養成・資質向上に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 財産及び会計

(設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の名称及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 神奈川県藤沢市善行七丁目1番2号

設立者 一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会

拠出財産及びその価額 現金 300万円

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剩余金の不分配)

第9条 この法人は、剩余金の分配を行わない。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者になったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人（過去に使用人となったものを含む。）

4 評議員選任・解任委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選任・解任委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 7 評議員選任・解任委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選任・解任委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結する時まで、その効力を有する。

#### （評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
  - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了前又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員に対する報酬）

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

#### （構成）

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により選任する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の各事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等に関する規程並びに総額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらとの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 この法人の評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定期評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として評決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 理事及び監事の選任・解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令に定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議する際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その議決の数を議決権の数に算入する。

(議決・報告の省略)

第20条 理事又は評議員が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会へ報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうち予め議事録署名人として指定された評議員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(評議員会規則)

第22条 評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員

#### (役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、略称である「一般法人法」と言う。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定めるものである理事合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事若しくは監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、業務執行理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第30条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、5万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び専務執行理事の選定及び解職
  - (4) 名誉会長、顧問及び参与の選任及び解任
  - (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
  - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な職員の選任及び解任
  - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
  - (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第35条 通常理事会は、毎事業年度3回開催するほか、必要がある場合は、臨時理事会を開催する。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

(合併等)

第44条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の三分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 専門委員会

(専門委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 専門委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

(<https://kanagawa-parasports.or.jp/>)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神奈川新聞に掲載する方法による。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な基本的事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 雜則

(施行細則)

第53条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 附 則

1 設立時の評議員、理事、監事は次の通りとする。

### 設立時評議員

剣持 瞳子  
叶 政勝  
川崎 妙子  
望月 選  
三神 敬弘  
有賀 伸興  
種田多化子  
小泉 隆志  
諸井 三義  
木村 康洋  
熊谷 達

### 設立時理事

鈴木 秀雄  
河原 雅浩  
鈴木 孝幸  
山本 浩  
赤司 伸吾  
石井 宏明  
杉下 由輝  
早瀬 久美  
堀 ゆり子

### 設立時監事

塩澤 哲夫  
須貝 謙治

2 設立時の役員は次の通りとする。

会長 鈴木 秀雄  
副会長 河原 雅浩  
副会長 鈴木 孝幸

3 当法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

以上、一般財団法人かながわパラスポーツ協会の設立のため、この定款を作成し、設立者一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会代表理事が次に記名押印する。

令和6年10月 9日

設立者 一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会  
代表理事 鈴木 秀雄 ㊞